

全建事発第 104 号
平成 22 年 3 月 19 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健一
〔公 印 省 略〕

下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にありますが、こうした厳しい経済情勢をかんがみ、政府は昨年 12 月に緊急経済対策を取りまとめ、中小企業の資金繰り対策などの実行性ある政策に重点的に取り組むとともに、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令の厳格な運用と違反行為への厳正な対処も行っております。

今般、昨年 11 月の要請に加え、改めて本会に対し別添のとおり要請がありましたので貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、要請文中にある取組状況の報告については、本会にて対応することとします。

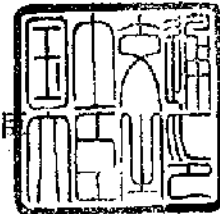
以上



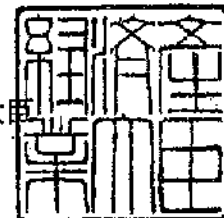
国 総 政 第 9 0 号
国 総 建 整 第 2 7 6 号
平成22・02・25中第1号
平成22年3月11日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣



経済産業大臣



下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、雇用情勢の一層の悪化やデフレの影響など、景気を下押しするリスクも存在する状況にあります。こうした状況の下では、受注量が十分には回復していないことに加え、仕事を受注できた場合でも、発注時における買いたたき、契約後の下請代金の減額や支払遅延、割引困難な手形の交付等により、下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されます。

特に、年度末の金融繁忙期を控え、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにするためには、親事業者が下請代金を、早期にかつ可能な限り現金で支払うことが重要です。

こうした厳しい経済情勢をかんがみ、政府は昨年12月に緊急経済対策を取りまとめ、中小企業の資金繰り対策などの実行性ある政策に重点的に取り組むとともに、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令の厳格な運用と違反行為への厳正な対処も行っておりますが、一方で、全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」における相談件数が昨年度の実績を既に上回るなど、各種相談窓口において多くの相談が寄せられております。

弱い立場におかれている下請事業者が自ら親事業者に対し改善を申し入れることは困難な場合が多いこと、下請中小企業振興法第3条に基づく振興基準（別紙参照）の遵守の重要性が一層高まっていることから、政府としては、昨年11月の要請に加え、改めて本書面を発出し、振興基準の遵守等を始めとする別記の事項について、貴団体傘下の親事業者に対して、幅広く周知し、遵守するよう要請していただきますようお願いいたします。また、今月末までに貴団体における取組状況（予定を含む。）について、書面にて御報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 振興基準の遵守について

厳しい経済情勢等において、以下の事項を遵守することが特に重要であり、これらを始めとする振興基準の遵守につき、貴団体の理事会その他の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなど、貴団体傘下の親事業者に対して周知徹底していただきますようお願いいたします。

- (1) 取引対価については、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して取引対価を決定すること。また、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議を行い、改定を行うこと。
- (2) 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めること。
- (3) 平成21年4月30日公布の不正競争防止法改正により、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように偽装する行為等が新たに刑事罰の対象となり、近々施行が予定されている。今後、同改正を受けて改訂予定の営業秘密管理指針について、親事業者の理解を深めること等により、下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うこと。

また、貴団体傘下の親事業者に対して、下請取引適正化に関する講習会（※1）の受講を要請していただくとともに、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育などを通じて振興基準の周知に努めるよう要請していただきますようお願いいたします。

2. 発注における下請事業者に対する配慮等について

景気の厳しい影響が下請事業者に偏ることのないよう、下請事業者に対する発注を継続する、可能な限り前倒しで発注するなど、発注において親事業者が下請事業者に配慮する事例があります。

こうした配慮が幅広い業種で行われていくよう、貴団体傘下の親事業者に対して親事業者と下請事業者の望ましい企業間取引事例（※2）を周知していただきますようお願いいたします。

また、中小企業の新たな取引先の開拓を支援するため、インターネットを利用した取引あっせんシステム（ビジネス・マッチング・ステーション（BMS））（※3）を財団法人全国中小企業取引振興協会が運営しております。

BMSは、取引あっせんの外、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの登録を呼びかけていただきますようお願いいたします。

上記に関する内容については、中小企業庁ホームページに掲載されています。

※1 下請取引適正化に関する講習会

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>

※2 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集（三訂版）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/091102ShitaukeBestPractices3rdEditon.htm>

※3 ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/BizMatchStation.htm>

前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす

等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていくようとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るためには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示さ

れた発注分野に係る秘密を守るものとする。

2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

- (1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
- (2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。
- (5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。
- (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

3) 発注の安定化等

- (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。
また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

4) 納期、納入頻度の適正化等

- (1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。
- (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

5) 発注の手續事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の手續事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手續事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。

6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないように、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。
- (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、

相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

- (1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業員の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力を行うものとする。

2) 技術の向上

- (1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。
- (2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。
- (3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。
- (4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。
- (5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。
- (6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力を行うものとする。
- (7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するように努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正當に定め明確化するように努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

- (1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力を行うものとする。

4) 事業の共同化

- (1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。
 - (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。
- 5) 情報化への積極的対応
- (1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。
 - (2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うものとする。
 - (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
 - ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
 - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
 - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
 - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
 - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
 - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1) 対価の決定の方法の改善
 - (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
 - (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価につ

いて随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

(1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

(2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

(1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。

4) 下請代金の支払方法の改善

(1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

(2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。

(3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。

① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。

② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

(1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。

(2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。

(3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。

- また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 一般的留意事項

(1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

(2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

(4) 国等の他の施策との関連

- ① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。
- ② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。
- ③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。
- ④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。
- ⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

(5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

- ① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
- ② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

(6) 売掛債権の譲渡承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

(7) 知的財産の取扱いについて

- ① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
 - ② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
 - ③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点
- (1) 国際化の進展に伴う留意点
- ① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。
 - イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
 - ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。
 - ② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。
 - イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。
 - ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。
- (2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点
- ① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。
 - ② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。
- (3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮
- 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

附 則

1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
2. 平成3年2月8日付け3企庁第108号は廃止する。

2009年11月



「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」
ベストプラクティス集（三訂版）

望ましい企業間取引の事例を示し、
取引の改善にお役立てします！

1. 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」とは・・・・・・1

2. ベストプラクティス（望ましい企業間取引事例）のご紹介・・・2

原材料価格等の高騰分を適切に取引価格に反映する・・・	3
原価低減を実現しコスト減の成果を互いにシェアする・・・	5
共同での製品開発による部品数の削減・・・	7
相互交流による事業内容の理解・・・	7
発注数量が変動する場合のルールを取決めた例・・・	8
配送費用の適切な負担・・・	9
環境対策や金型などに係る管理コストの適切な負担・・・	9
サービス取引の適正化・・・	10
検査基準の共同作成・・・	10
補給品の支給・・・	10
不良品の原因分析を行い改善提案を実施・・・	11
購買取引行動指針の制定・・・	11
補償に関する適切な責任分担・・・	11
取引における技術的難易度の反映等・・・	12

技術流出の防止・・・	12
支払遅延防止等の法令遵守・・・	13
下請代金の支払い上限が改善された例・・・	13
仕様の十分な確認・協議・・・	14
情報開示の推進・・・	15
親事業者と下請事業者の協力関係の構築・・・	15
下請事業者への発注数量の確保・・・	17
下請事業者の資金繰り支援・・・	18
下請事業者の設備維持に関する支援・・・	19
下請事業者の社員教育、技術訓練に対する支援・・・	19
下請事業者の雇用確保・・・	21
（参考）下請中小企業振興法・ワーク・ライフ・バランス法による指摘	
事業者間の十分な協議による取引対価の設定・・・	22
中小企業で働く労働者等への配慮・・・	22

3. ガイドラインの活用方法・取引改善を果たした例（改善の声）・・・23

4. お問い合わせ先・・・・・・26

5. 中小企業の取引上の悩みに応じます！「下請かけこみ寺」・・・27

～47都道府県下請かけこみ寺窓口一覧～・・・28

1. 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」とは

- ・ 中小企業の生産性向上のためには、下請適正取引等の推進が重要です。
- ・ 下請事業者と親事業者の間のベストプラクティス(望ましい企業間取引事例)を示し、両者の“win-win”の関係づくりを目指し、平成19年6月、8業種についてガイドラインを策定しました。
- ・ さらに、平成20年3月には、「トラック運送業」と「建材・住宅設備産業」のガイドラインを、平成21年度には総務省が「放送コンテンツ」のガイドラインを新たに策定し、11業種に拡大しました。今後もさらに拡大する予定です。

＜ガイドラインを策定した11業種＞

- ①素形材産業 ②自動車産業 ③産業機械・航空機等 ④繊維産業
⑤情報通信機器産業 ⑥情報サービス・ソフトウェア産業
⑦広告業 ⑧建設業 ⑨トラック運送業 ⑩建材・住宅設備産業
⑪放送コンテンツ

2. ベストプラクティス（望ましい企業間取引事例）のご紹介

ベストプラクティス（望ましい企業間取引事例）とは、

- ・ 下請事業者と親事業者とを対立するものと捉えない。
- ・ 苦しいときこそ、それを共に乗り切る共存共栄のための運命共同体との認識を持つ。

といった考え方の下、例えば、

- ・ 原材料等コスト増加分をきちんと転嫁できる仕組みは重要だが、国際競争下において、ただ転嫁するのではなく、下請・親事業者が改善提案を共有して、コストを低減するような生産性向上を図り、その成果を両者でシェアするような関係を構築し、競争力を高めつつ、両者が適正利潤を得るような望ましい取引事例のことを言います。

以下では、現実に行われている、ないしは今後の普及が期待されるベストプラクティス、望ましい取引事例を、ガイドラインの中から抜き出すなどして、共通的な事項としてまとめてみました。

（注） なお、各項目で業種が記載されているものについては、これらのベストプラクティス等がガイドラインに記載されている業種を例示したものに過ぎず、これら業種のみ当てはまるという意味ではありません。

また、近時の経済情勢下において、親事業者が下請事業者に対して配慮・支援を行っている事例を調査し、ベストプラクティスとして追加いたしました。

原材料価格等の高騰分を適切に取引価格に反映する

- ★ 原材料価格の高騰を踏まえ、価格協議を四半期毎など頻繁に実施している。（素形材・金属プレス、自動車、産業機械・航空機等）
- ★ 原材料や重油等の副資材について、価格スライド制をとっており、毎月値決めしている。（素形材・金属プレス、自動車、産業機械・航空機等）
- ★ 親事業者と下請事業者との間の定期的な価格交渉時に、見積もり段階からの原材料価格の変動分を親事業者が補填するという「差額補填制度」を導入している。（非鉄金属製造業）
- ★ ガイドライン、業界要望書、原材料価格推移表の3点セットを根拠に発注側を納得させるよう価格交渉をしている。（自動車）
- ★ 元請事業者（親事業者）が、頻繁に建材・住宅設備メーカー（下請事業者）と情報交換を行い、事前に値上げ時期・値上げ幅を把握しておくことで、柔軟な対応ができる体制をとっている。（建材・住宅設備産業）

★ 荷主と協議のうえ、軽油の基準価格を設定し、 $[\text{燃料サーチャージ額} = \text{キロ程(km)} \div \text{燃費(km/l)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額(円/l)}]$ を運賃とは別建てで上乗せしている。下請事業者に委託する場合にも、軽油上昇分を転嫁した運賃設定とする。

燃料サーチャージの計算に当たっては、次のように取組を実施。

- ① 基準となる燃料価格、燃料価格の一定の変動幅とその算定上の上昇額及び使用車両の燃費を把握し、設定する。
- ② 運賃契約の体系に応じた燃料サーチャージの適用方法設定として、距離制賃切契約など、トラックの運賃契約の体系に対応した適用方法を決定する。
- ③ 燃料サーチャージの改定及び廃止として、燃料サーチャージの改定及び廃止する場合の条件を設定し、適用時に荷主企業に明示している。(トラック運送業)

原価低減を実現しコスト減の成果を互いにシェアする

- ★ 調達方法の見直し、新工法開発、低コスト設計等について親・下請事業者双方からの提案を通じ原価を低減。成果は両者でシェアしている。（素形材・熱処理、自動車、産業機械・航空機等）
- ★ 下請事業者から原価低減提案を募集し、実現可能性のある提案について、下請事業者側と一緒に内容をブラッシュアップしている。採用された案については関係図面等を変更し、原価低減効果を、両者の貢献度を評価し適切にシェアしている。（情報通信機器）
- ★ 親事業者の社内に調達、開発、生産技術、品質管理の担当者からなる原価低減のための特別チームを編成し、部品ごとに原価低減の具体的提案を実施している。また、下請事業者の生産現場にも入り、工程改善活動を指導している。（自動車）
- ★ 原価低減は、品番毎にコスト削減のポテンシャルを評価して合理的な根拠に基づいて交渉し、一律の値下げは行わないよう購買関係者を指導している。（自動車）

2. ベストプラクティス（面白い企業間取引事例）のご紹介

★ 親事業者はゼネコン、ハウスメーカー等の要請に基づき、建築現場の進捗状況に合わせて資材の配送をすることが基本であったため、下請事業者も多頻度小口配送が常態となっていた。そこで、親事業者と協議を行い、親事業者から帰り便を活用して下請事業者の倉庫に部材を引き取りに立ち寄ることが提案され、双方の物流コストの削減が実現している。（建材・住宅設備）

★ 注文（取引先・単価）決定において、取引先に対し公平に機会を与え、競合環境下で各取引先のコスト提案を公平に評価するよう努めている。また、最終的に注文決定に至る経緯を「注文決定伺書」として文書化し、社内で決裁を受領するよう徹底している。（産業機械）

共同での製品開発による部品数の削減

- ★ 製品の構想段階で部品製造の下請事業者と協力して開発。親事業者の意図を理解してもらい、下請事業者の意見等も製品開発に取り込みやすくなり、結果として部品点数削減にも寄与している。
（産業機械・航空機等）

相互交流による事業内容の理解

- ★ 親事業者が、価格交渉の内容を理解できていない状況を改善するため、親事業者から人員を数名受け入れ、数ヶ月研修して、下請事業者の業務内容をよく理解してもらうようにしている。
また、親事業者の開発・設計段階で何が求められているか把握し、それに迅速に対応できるよう、下請事業者の従業員も数名、親事業者に派遣しており、良い効果が出ている。（素形材・鍛造）

発注数量が変動する場合のルールを取決めた例

- ★ 発注元がモデルチェンジする場合等、部品発注打ち切りになる場合は前もって通告があるので、下請事業者側は、それにあわせて部品供給をフェードアウトしていくが、特段事前の連絡がなく、大量に確定数量が減少する場合は、直近3ヶ月分程度の在庫は全て発注元が引き取ることとしている。
（産業機械・航空機等）
- ★ 貨物量の予測や配送ルートの合理的な設定が困難な場合、事前に運送委託者（親事業者）と運送受託者（下請事業者）が協議を行い、運賃の算定式を決めた上で試行的な業務期間で必要な作業工数を積算し、適正な見積が出来る段階になって本契約を結ぶようにしている。（トラック運送）
- ★ インターネットを通じ、双方の情報を共有化し、不良在庫の削減及び安定受注につなげている。
（建材・住宅設備産業）

配送費用の適切な負担

- ★ 配送費用の決定に際しては、見積もりの前提条件として、発着地・配送頻度を明確に提示して見積もりを取得し、その内容を精査し、合意の上で費用を決定している。（自動車）
- ★ 配送頻度アップの要請で配送費用が負担になった際に、親事業者側が巡回集荷に切り替え、配送費を負担してくれるようになった。親事業者側も物流効率化によるメリットが得られ、下請事業者も配送費アップによる損益圧迫がなくなった。（素形材・鍛造、自動車）

環境対策や金型などに係る管理コストの適切な負担

- ★ 環境対策に関して、その対応コストの分担を親・下請事業者で検討し、発注価格にも適切に反映している。（情報通信機器）
- ★ 当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等を契約に盛り込んでいる。（建材・住宅設備）
- ★ 保管している型のリストを作り、量産が完了していて一定期間補給品も出ない型については、取引先に承認を得て、廃棄処分している。（素形材）

サービス取引の適正化

- ★ 情報システム取引におけるユーザ・ベンダー間の取引関係が、ベンダーと下請中小企業との取引にも影響を与えることから、役割分担、責任等の契約条件等を文書で明確化している。
(情報サービス・ソフトウェア)
- ★ 受発注に関する情報を電子的に交換する受発注EDIを活用することにより、発注書の記載項目が明確になり、記録保存が容易になるとともに、下請代金の支払いが正確かつ迅速に行われることが期待できる。(情報サービス・ソフトウェア)

検査基準の共同作成

- ★ 迅速な検査と、担当者による検査のばらつきをなくすため、検査基準(製品の見本)や社内マニュアルを整備している。(自動車)
- ★ 受入れ検査基準や限度見本の作成にあつては、受・発注事業者双方の品質管理担当が直接協議を行い決定している。(自動車)

補給品の支給

- ★ 補給品と量産品の区分リストを作成し、補給品の定義を明確化した上で、補給品単価を決定している。(素形材)

不良品の原因分析を行い改善提案を実施

- ★ 親事業者で生じていた不良品の原因を検査・分析し、解決・改善策を提案。取引拡大と、品質向上による親事業者のメリットを同時に実現している。（素形材・熱処理）
- ★ 一定割合の避けられない不良品に関する費用や材料は下請事業者に還元している。（自動車）

購買取引行動指針の制定

- ★ 購買取引行動指針を制定し、下請事業者と良きパートナーシップを築き、長期的視点でより相互理解と信頼関係の醸成を図るよう社員に徹底するとともに、親事業者の新入社員教育、社内社員研修、倫理規程教育等で繰り返し教育している。（産業機械・航空機等）

補償に関する適切な責任分担

- ★ 不良品等に係る補償の責任分担をあらかじめ親・下請事業者間で十分協議した上で、基本契約等に適切な内容を明記している。（自動車）

取引における技術的難易度の反映等

- ★ 重量取引単価では見合わない高度な技術を用いた鋳物については、上乗せ価格で取引している。
（素形材・金型、自動車）
- ★ 量産終了後のサービスパーツの金型を下請事業者が保管する場合、保管料を払っている。
（素形材・金型、自動車）
- ★ 資金負担を軽減するため、金型代金を前払いで受領している。または、金型の設計終了時に代金の3割、組立完了時あるいはサンプル納品時に5割、金型納入時に2割を支払ってもらっている。
（素形材・金型、自動車）

技術流出の防止

- ★ 以前はユーザーからの要請で図面を提出していたが、数年前から経済産業省の「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針（平成14・06・12製局第4号）」を理由に図面の提出を断っている。（素形材・金属プレス）
- ★ 以前は大手企業からの工場見学に応じていたが、過去に何度か技術情報が流出したと疑われる事態が発生したことから、現在では、経済産業省の「営業秘密管理指針」（平成15年1月30日、平成17年10月12日改訂）を参考に、秘密保持契約の締結や見学箇所の限定等を行わない製造現場の視察については、原則として断っている。（光学機器・電子光学部品）

支払遅延防止等の法令の遵守

★ 支払い遅延が生じないように、会計システム上でアラーム機能を付してうっかりミスのないように運用している。また、検収や受領期日は、一度入力したら管理者以外が変更できないように不正な修正ができないようにするとともに、下請事業者の属性などの注意事項を入力することにより法令順守の徹底を図っている。（自動車）

★ 荷主は、社会保険未加入等の法令違反の運送事業者に対して運送の委託の見直しを図るなど、コンプライアンスを徹底するよう努める。（トラック運送）

下請代金の支払条件が改善された例

★ 委託事業者に対して、手形から現金支払への切り替えを依頼したところ、ある割合までは現金支払で、その割合を越えた部分のみユーザーの資金繰りが逼迫するため手形で対応する、というように、決済条件が改善されている。（素形材・鍛造、自動車）

★ どの会社に対しても、事務の合理化の観点から手形支払期日を統一しており、特定物流事業者（下請事業者）からの希望があれば双方協議の上、全部又は一部を現金で決済している。（トラック運送）

2. ベストプラクティス（素晴らしい企業実践事例）のご紹介

- ★ 通常、月末締め翌月20日支払という支払制度を採っているが、下請事業者からの要請に基づき、可能な限り早期に代金支払いができるような体制を整備している。（食品製造業）
- ★ 下請事業者に対する振出手形のサイトを短くする等、決済条件の改善を検討している。（輸送用機械器具製造）

仕様等の十分な確認・協議

- ★ 施主の要望による仕様や色の変更などが頻繁に発生しがちであり、後になっての返品ややり直しを避けるため、親事業者は施主の希望を十分に確認した上で、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。（建材・住宅設備）
- ★ 荷主、元請事業者と協働して（パートナーシップ）、現場における契約に基づかない付帯作業とリスク負担等について調査し、十分な協議を実施し、無償で提供してきた付帯作業についても、費用負担とリスク負担をそれぞれ書面化した。（トラック運送業）
- ★ 放送局と番組製作会社の間における番組製作委託契約の締結に当たっては、製作会社の経営者と放送局のプロデューサーの間で十分な話し合いを行い、製作会社にとって無理のないように調整し合意を得ることとしており、協議により製作費を決めている。また、製作費を削減するときは、一方的な通知ではなく、双方協議し納得した上で行うよう留意している。（放送コンテンツ製作）

情報開示の推進

- ★ 生産計画の下請事業者への説明会を年2回実施し、計画変更があった際には、前倒しで説明会を開催。下請事業者にアンケートを行うなど双方向のコミュニケーションを心がけている。（産業機械・航空機等）
- ★ 定期的に生産計画を公表している。特に、部品ベンダーに対しては、6か月先までの部品ごとの生産計画をweb上で見ることができるシステムを導入している。（電気機械器具製造業）
- ★ フォーキャスト（発注計画）を親事業者から提示して貰うことにより、原料メーカー等との情報展開を行うことが可能となり、短納期への対応も比較的容易となっている。（化学工業）

親事業者と下請事業者の協力関係の構築

- ★ 取引先において協力会を組織するとともに、親事業者と下請事業者とが戦略的パートナーとして互いを意識する場を設けている。さらに、下請事業者の次世代経営者の問題意識向上を図る観点から、意見交換等を通じた、お互いの研鑽、懇親、相互理解に努めている。また、最近では主要部品サプライヤーとのトップミーティングも開催し、生産動向や会社動向についても情報交換を行っている。（産業機械・航空機等）

2. ベストプラクティス（儲ましい企業間取引事例）のご紹介

- ★ 親事業者が下請事業者50～60社と会組織を設立し、毎月1回定期会合を開催している。そこで取引上の課題や問題について協議し、双方の利益向上のための改善策を講じている。また小規模な下請事業者の多くが法制度や下請ガイドラインを認知していないため、その会合において勉強会や研修を行いながら、取引の適正化を目指している。（建材・住宅設備産業）
- ★ 親事業者の社員が下請事業者を訪問し、節電のための生産ラインのレイアウト変更など、コスト削減の支援を行っている。（精密機械器具製造）
- ★ 親事業者が外部コンサルタントに工場の改善指導を委託する際、親事業者の負担で、下請事業者の工場も対象として指導を行っている。（運搬機械）
- ★ 親事業者と下請事業者双方の社員教育のため、双方の会社幹部が講師を行い、独自技術を共有化している（電器機械器具製造）

下請事業者への発注数量の確保

- ★ 仕事量が減少している中であって、当社（親事業者）の内製化率を高めずに、できるだけ下請事業者に対する発注を継続している。さらに、現在、海外企業に発注している仕事を下請事業者に回すことの可能性を検討している。（輸送用機械器具製造業）
- ★ 下請事業者の経営者と常に連絡をとっており、下請事業者が苦しい状況となった際は、「余分に保有しても不良在庫にならない」部品等を可能な限り、前倒しで発注するようにしている。（精密機械器具製造業）
- ★ 一定の発注量を維持するため、製品の分割発注や当社内製品の外注を実施している。（プラスチック製品製造）
- ★ 親事業者の残業を削減、あるいは設備を停止して、その分を自社（下請事業者）に発注するように配慮してくれている。（生産用機械器具製造（金型））

下請事業者の資金繰り支援

- ★ 下請事業者に対し、500万円を上限に、無担保で市場金利より低い低利で融資を実施した。（衣服・その他の繊維製品製造）
- ★ 下請事業者からの資金調達面での相談や、当社の金融子会社からの融資等の支援を実施。景気悪化に鑑み、融資可能枠の拡大も行っている。（鉄鋼業）
- ★ 新しい設備を導入した際、リース代がかかることを理由に、親事業者が加工賃の値上げに応じている。また、下請事業者の資金繰りが厳しいときには前借りをさせている（プラスチック製品製造業）

下請事業者の設備維持に関する支援

- ★ 親事業者が準備した什器や社内作業時における設備等を、下請事業者に対して無償貸与している。（情報サービス）
- ★ 維持費用がかかる金型設備については、親事業者が持つようにしている（下請事業者からの買い上げ要望があれば対応検討）。（窯業・土石製品製造）
- ★ 下請事業者の設備を自社が買い取るか、あるいはリース会社に買い取らせ貸与する形に切り替えている。（電器機械器具製造業）

下請事業者の社員教育、技術訓練に対する支援

- ★ 下請事業者に対して、システム開発技術や販売・生産管理等の研修を無償で提供している。（情報サービス）
- ★ 親事業者の研修センターを下請事業者に開放し、利用を促している。下請事業者が独自の研修プログラムを行う際にも、親事業者に対し講師派遣の要請があれば対応している。（窯業・土石製品製造）

- ★ 下請事業者が新商品、新システムの開発を検討する際、親事業者が仲介し、大学を紹介している。（一般機械器具製造）
- ★ 他社製品との違い（良い点や悪い点）について、親事業者から品質・技術に関する指導している。（生産用機械器具製造業）
- ★ 研究会や個別指導を通じて、下請事業者に対して技術レベル設定、顧客ターゲット設定の助言、売り込み先の紹介などを行っている。（輸送用機械器具製造）

下請事業者の雇用確保

- ★ 廃業する下請事業者の従業員について、求めに応じ、親事業者の工場での採用や、他の下請事業者への再就職の斡旋を行っている。（一般機械器具製造業）
- ★ 親事業者からの発注減に伴い下請企業内で発生した余剰人員を、親事業者及びグループ企業で暫定的に受け入れることにより、下請事業者の雇用の安定を図っている。（輸送用機械器具製造業）
- ★ 減産によって下請事業者の業務量が減少した分、設備メンテナンスや原料スクラップの分別作業などの振替作業や勉強会などを実施し、下請事業者の雇用維持に努めている。（鉄鋼業）

（参考）下請中小企業振興法に基づく振興基準や、政府による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等で、以下のように、中小企業の労働者の環境改善に係る指摘がなされていますので、ご紹介いたします。

事業者間の十分な協議による取引対価の設定

- ★ 取引対価は、取引量、納期の長短、納入頻度、代金支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費などの諸経費、市価の動向などを考慮するとともに、労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者間で協議して決定するものとする。

中小企業で働く労働者等への配慮

- ★ 下請事業者及び親事業者は、その事業活動において、環境保全対策や労働基準・安全衛生の確保など国の施策との関連に十分に配慮するものとする。
- ★ 親事業者は、下請事業者の労働者について、労働法令違反が生じないようにすることはもとより、その労働条件や雇用に配慮した単価設定に向けて事業者間で協議を行うべきである。
- ★ 各企業は、労働者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られやすくなるよう、取引先への計画的な発注、納期設定に努める。

3. ガイドラインの活用方法・取引改善を果たした例（改善の声）

ガイドラインのページに、こういう一例がベストプラクティスとして紹介されています。同じ世に出ている取引の例ですから、私たちの取引にも実践してみよう。



この望ましい企業間取引事例を参考に取引改善を図る努力を怠りません。

しかし、この取引方法は我が社にとっても取引先にとっても有効な方法ではないかと、このベストプラクティスを実践しているが、

他社ではどういった事例があるのか、さっそく研修で周知して、社内の取引の見直しも手掛けてみよう。

ベストプラクティス（望ましい企業間取引事例）を実践することによって、下請事業者・親事業者の“WIN-WIN”の関係をつくりましょう！

ガイドライン策定11業種はもちろん、それ以外の業種でも、取り入れ可能なベストプラクティスを参考に、下請適正取引等の推進を図っていただくよう、お願いします！

親事業者からの声

- ・ 補給品の供給義務期間を明確にルール化した。（自動車）
- ・ ガイドラインの制定を受けて、自社のマニュアルを抜本的に見直し、下請法の遵守だけに留まっていた内容を拡充し、調達の基本理念、トラブル発生時の処理基準、ガイドラインに記載された問題類型毎の自社の方針などを明記した。（自動車）
- ・ ガイドライン関連の相談を扱う匿名性を担保した相談窓口を自社や業界団体に設定し、実態把握に努めるとともに、再発防止を徹底することとした。（自動車）
- ・ ガイドライン制定を機に、社内の取引再点検を行い、取引先への注文書発行の徹底、納期管理、相互の連絡情報交換の徹底、価格決定まできちんと交渉に応じること等を実践させている。また、ガイドラインを活用して、特に研究開発部門に対し、下請との取引の注意点を教育し、適正な下請取引を徹底することとした。（産業機械・航空機等）
- ・ 環境規制の強化にともない対策に掛かる費用について相談し、管理費用の増加分を踏まえて、下請代金発注価格を協議することとした。（情報通信機器）
- ・ ガイドラインの制定を受けて、業界として「下請法ガイドブック」を作成することとし、下請法の遵守を徹底することとした。（広告）

下請事業者からの声

- ・ 契約を書面で出来るようになり、以前は多かった後値決め（発注時より後から単価を決めること）や、歩引き（割引）といった不公正取引が無くなり収益が改善した。（繊維）
- ・ 契約内容変更等の指示について電話による連絡が多かったが、受発注EDIの活用により、書面交付をしてもらえるようになった。また、代金の支払遅延が減少した。（情報サービス・ソフトウェア）
- ・ ガイドライン策定後、ガイドラインを用いて取引先と交渉をしたところ、手形サイトが短縮化された。（素形材・鋳造）
- ・ ガイドラインの存在は知っているものの、内容を理解していなかった取引先との交渉の場に、ガイドラインを持ち込み、その内容について、説明しつつ交渉をしたところ、交渉の地合ができてきた。（素形材・鋳造）
- ・ 輸送機器メーカーから、金型の型保管費用をもらえるようになった。（素形材・金型）
- ・ 輸送機器メーカーの価格改定に対する返答が、従来1週間程度かかっていたのが、2日間に短縮した。（素形材・鋳造）

4. お問い合わせ先

～ ガイドラインについて何でもお気軽にお問い合わせ下さい! ～

中小企業庁事業環境部取引課	電 話:03-3501-1669(直通)
北海道経済産業局産業部中小企業課	電 話:011-709-1783(直通)
東北経済産業局産業部中小企業課	電 話:022-221-4922(直通)
関東経済産業局産業部中小企業課	電 話:048-600-0325(直通)
中部経済産業局産業部中小企業課	電 話:052-951-2748(直通)
近畿経済産業局産業部中小企業課	電 話:06-6966-6037(直通)
中国経済産業局産業部中小企業課	電 話:082-224-6661(直通)
四国経済産業局産業部中小企業課	電 話:087-811-8529(直通)
九州経済産業局産業部中小企業課	電 話:092-482-5450(直通)
沖縄総合事務局経済産業部中小企業課	電 話:098-866-1755(直通)

※各業種ガイドラインの内容につきましては、以下の業所管課へお問い合わせ願います。

< 電 話:03-3501-1511(経済産業省代表)>

素形材産業……………製造産業局 素形材産業室
 自動車産業……………製造産業局 自動車課
 産業機械・航空機等……………製造産業局 産業機械課、航空機武器宇宙産業課
 繊維産業……………製造産業局 繊維課
 建材・住宅設備産業……………製造産業局 住宅産業窯業建材課
 情報通信機器産業……………商務情報政策局 情報通信機器課
 情報サービス・ソフトウェア産業……………商務情報政策局 情報処理振興課
 広告業……………商務情報政策局 文化情報関連産業課

< 電 話:03-5253-8111(国土交通省代表)>

建設業……………国土交通省 総合政策局 建設業課
 トラック運送業……………国土交通省 自動車交通局 貨物課

< 電 話:03-5253-5111(総務省代表)>

放送コンテンツ……………総務省情報流通行政局コンテンツ振興課

5. 中小企業の取引上の悩みに応じます！「下請かけこみ寺」

平成20年4月1日より、中小企業庁の委託事業として、47都道府県に「下請かけこみ寺」を開設しています。

「下請かけこみ寺」では以下の事業を実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

■各種相談

企業間取引に関するさまざまな相談に、下請代金法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が親身になって耳を傾け、適切なアドバイス等を行います。

■裁判外紛争解決(ADR)手続きを活用した迅速な紛争解決

中小企業が抱える企業間取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、各都道府県に約190名の弁護士を登録し、裁判外紛争解決(ADR)手続きを用いて、全国の登録弁護士等が紛争解決の調停を行います。

■「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発

下請かけこみ寺においては、業種毎のガイドラインの説明会を開催するなど、その普及啓発を図ります。

～ 47都道府県下請かけこみ寺窓口一覧 ～

下請かけこみ寺本部：財団法人 全国中小企業取引振興協会

TEL: 03-5541-6655 URL: <http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(財)京都産業21	075-315-8590
(財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6836	(財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
(財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2803	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(財)ひろしま産業振興機構	082-240-7706
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4086	(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(財)高知県産業振興センター	088-845-8600
(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(財)しずおか産業創造機構	054-273-4433	(財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
(財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(財)くまもとテクノ産業財団	098-289-2437
(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		